

第6章



板橋区再犯防止推進計画

- 1 計画の策定について
- 2 再犯防止を取り巻く現状
- 3 重点課題と具体的な取組
- 4 参考資料

板橋区再犯防止推進計画

平成 28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「推進法」という。)」が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪がなく、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現に向け、犯罪を未然に防止するだけでなく、貧困や疾病、厳しい生育環境等、犯罪をした人が抱える課題を社会全体で解消し、犯罪や非行が繰り返されないよう、板橋区における再犯防止に向けた取組を示します。

策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は平成14(2002)年の約285万件をピークに長期減少傾向にありましたが、令和4(2022)年以降増加に転じており、板橋区も同様の傾向を示しています。再犯者率は全国で48.9%、板橋区では53.4%と高水準で、約2人に1人が再犯者となっています。再犯の背景には経済的困窮、精神疾患、社会的孤立など複合的要因が存在していることがあります。再犯防止には「誰一人取り残さない」社会の実現が重要であり、住居・就労・医療・福祉など多岐にわたる支援が必要です。基礎自治体である本区の役割は極めて重要であり、関係部署の連携や民間との協働による切れ目のない支援体制の構築が求められています。本区では「再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が円滑に社会へ復帰することができるよう、再犯防止に向けた支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行います。

対象者

再犯防止推進計画の対象者は、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人です。

位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、理念及び施策において関連の深い「板橋区地域保健福祉計画2030」に包含します。

重点課題

「住居・就労の確保等」「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等」「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等」「民間協力者の活動の促進等」「地域による包摂の推進」の6点を重点課題として設定します。

第6章 板橋区再犯防止推進計画

1 計画の策定について

(1) 策定の趣旨

- ◆ 全国の刑法犯認知件数は平成14(2002)年の約285万件をピークに20年以上にわたり減少を続け、令和3(2021)年には戦後最小の54万件を記録するなど、全国的に減少傾向にありましたが、令和4(2022)年以降増加に転じています。板橋区を管轄する警察署管内における認知件数についても同様の傾向にあります。
- ◆ また、刑法犯による検挙者の再犯者率は高い水準にあり、令和5(2023)年の国における再犯者率は48.9%、板橋区においては53.4%となっており、検挙者の約2人に1人が再犯者という状況です。
- ◆ 繰り返し罪を犯す背景には、それぞれの経歴やパーソナリティ、医療・福祉サービスへの未アクセス、家庭環境など様々な要因が絡みあっている場合が少なくありません。経済的困窮、精神疾患、境界知能※、制度の狭間、社会的孤立など課題は様々です。最近では、SNS等を紹介し、薬物の取引や「闇バイト」などの犯罪に容易に巻き込まれることも課題となっています。
- ◆ 再犯防止に向けては、支援を必要としながらも支援につなげていない犯罪をした人等の、社会からの孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰できるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組が求められています。国においても、刑法を改正し拘禁刑※を創設するなど当事者の特性に応じた支援を行い再犯防止に向けた取組を行っています。
- ◆ 社会復帰に向けた再犯防止施策は、住居、就労、保健医療、福祉など多岐にわたる支援が必要となるため、地域住民に身近な基礎自治体である区の役割が極めて重要です。特定の部署がこれら全ての役割を担うのではなく、関係部署が有機的に連携しながら取り組んでいく必要があります。さらに、企業やNPOなど民間協力者との協働による支援の拡充や、切れ目のない支援体制の構築など、「息の長い」支援を行っていく必要があります。
- ◆ 特に、重層的支援体制整備事業における「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援は、再犯防止の取組においても極めて重要な要素です。社会的に孤立しがちな犯罪をした人等に対して、相談支援と参加支援を通じて社会とのつながりを回復し、地域社会の一員として受け入れられる環境づくりを進めることは、再犯防止の観点から必要不可欠といえます。
- ◆ 再犯者率を低下させ、全ての区民が安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪をした人等が地域社会にいち早く復帰することができるよう、再犯防止に向けた支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行うため、板橋区再犯防止推進計画(以下、「再犯防止推進計画」)を策定します。

(2)対象者

- ◆ 再犯防止推進計画の対象者は、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人(再犯防止推進計画内において、「犯罪をした人等」という)です。
- ◆ この対象者には、少年院や刑務所等の矯正施設を退所した人だけではなく、警察で微罪処分になった人や、検察で不起訴処分(起訴猶予)となった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人などが含まれます。

(3)計画の位置づけ

- ◆ 再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、理念及び施策において関連の深い「板橋区地域保健福祉計画2030」に包含します。
- ◆ 再犯防止推進計画では、再犯防止に関する取組だけでなく、既に区が実施している居住確保支援や就労支援など各種施策で再犯防止に資する取組や副次的な効果として再犯防止につながる取組も推進します。

(4)計画の期間

- ◆ 再犯防止推進計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

2 再犯防止を取り巻く現状

(1) 再犯防止に向けた国・東京都の取組

①国の取組

- ◆ 国は、犯罪対策においては、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進することなどによる再犯の防止等に向けた取組が重要であるという認識のもと、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、平成28(2016)年12月に「再犯防止推進法」を制定・施行しました。
- ◆ 国は、再犯防止推進法において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することを定め、これに基づき平成29(2017)年12月に「第一次再犯防止推進計画」を、令和5(2023)年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。
- ◆ 国は、再犯防止推進法第3条の基本理念を踏まえた5つの基本方針を定め、この基本方針のもと、第二次再犯防止推進計画において、以下の7つの重点課題を設定しました。

国計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

「第二次再犯防止推進計画」における重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

②東京都の取組

- ◆ 東京都は再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国計画を勘案し、令和元(2019)年7月に「第一次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。東京都は、この計画に基づき、犯罪をした人等であって、東京都に居住する人などが、地域の一員として円滑に社会復帰することができるよう取組を推進してきました。
- ◆ 東京都は都内の再犯防止に係る取組の充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりに向け、第一次東京都再犯防止計画の取組を踏まえ、また、国の第二次再犯防止推進計画の内容等を勘案し、令和6(2024)年に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。
- ◆ 「第二次東京都再犯防止推進計画」では、国の計画を勘案し、以下の6つを重点課題として設定しています。

「第二次東京都再犯防止推進計画」における重点課題

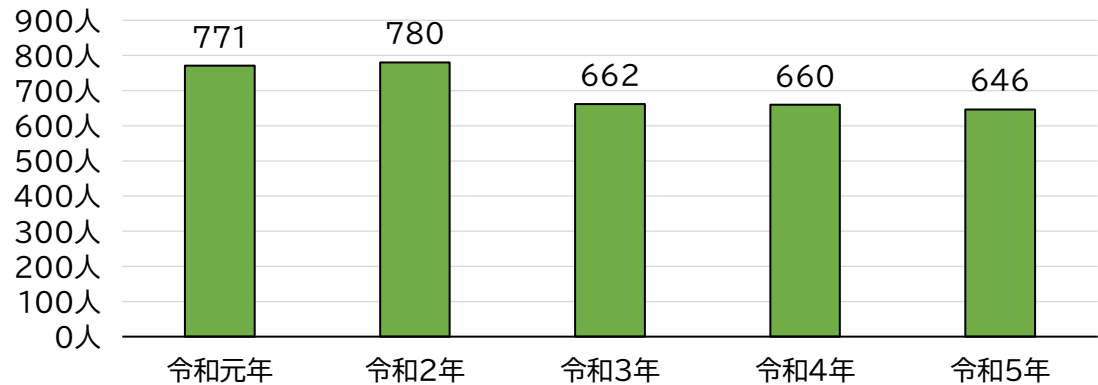
- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 6 再犯防止のための連携体制の強化等

(2) 板橋区の現状

① 刑法犯検挙者数

板橋区の刑法犯検挙者は減少傾向にあり、国や東京都における検挙者と同様の傾向を示しています。過去5年で最大だった令和2（2020）年と比べ、約1.7割の減少となっています。

■ 刑法犯検挙者件数の推移(板橋区)

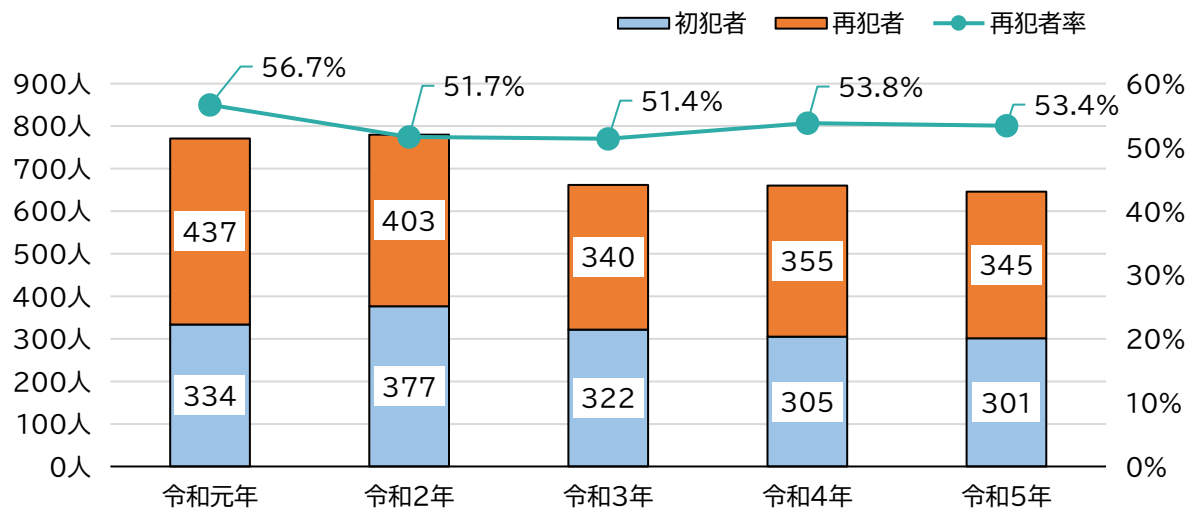


※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

② 再犯者数及び再犯者率

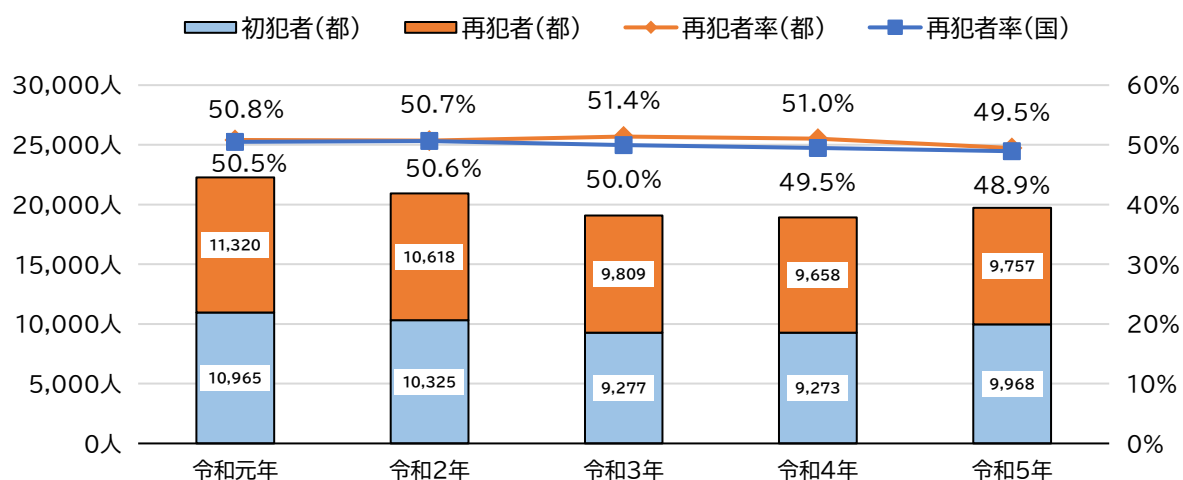
板橋区における刑法犯検挙者は減少傾向にあるものの、検挙者にしめる再犯者の割合は横ばいとなっており、国や東京都と比較しても高い割合を示しています。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移(板橋区)



※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

■刑法犯検挙者中の再犯者数(都)・再犯者率の推移(全国・都)

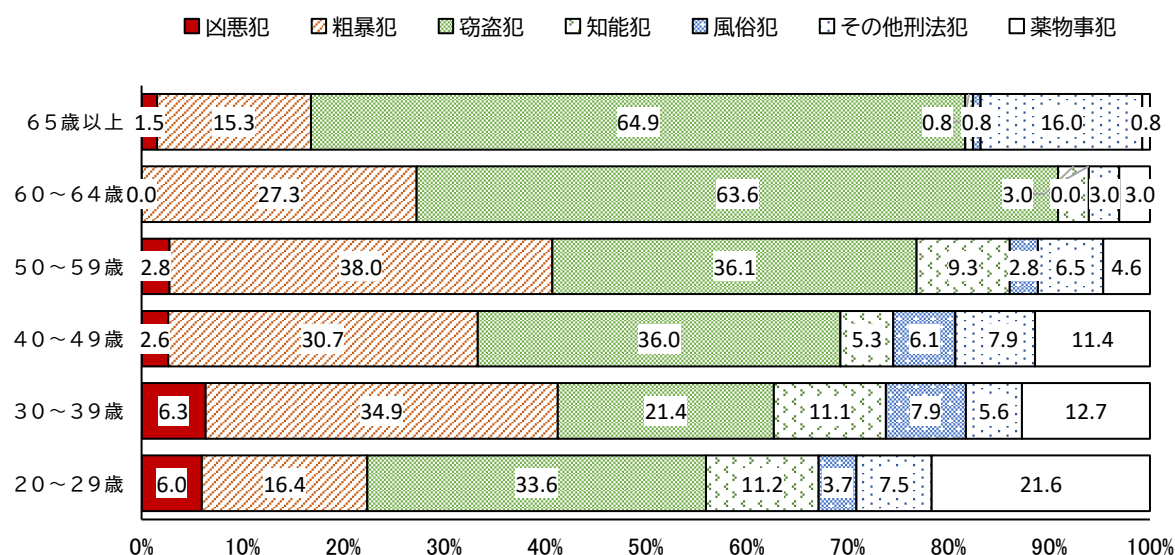


※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

③年齢別・罪名別検挙者

年代別罪名別検挙者の割合については、50歳以上の窃盗犯の割合が高くなっており、特に高齢者においては6割半が窃盗犯による検挙となっています。また、薬物事犯が占める割合については、20歳代が最大となっています。

■年代別・罪名別検挙者数の割合(板橋区)

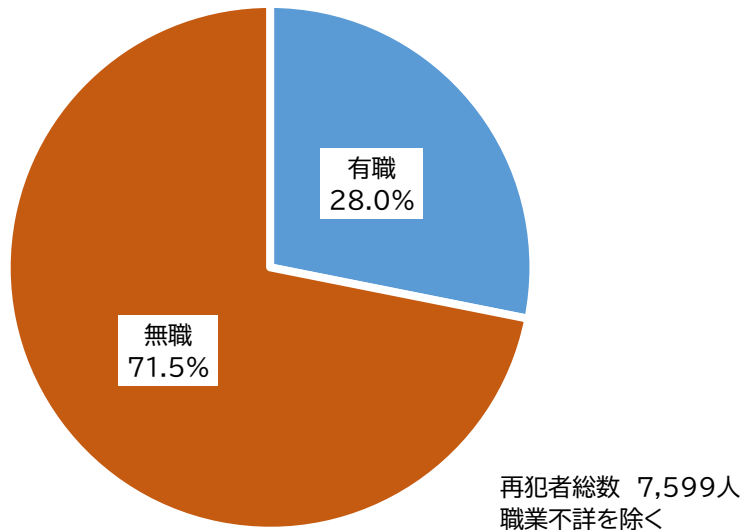


※令和5(2023)年データ
 ※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

④再犯時の就職状況

再犯時の就職状況は、約7割が無職であり、有職者の約3倍となっています。

■刑務所再入所者の再犯時における有職・無職の割合(国)

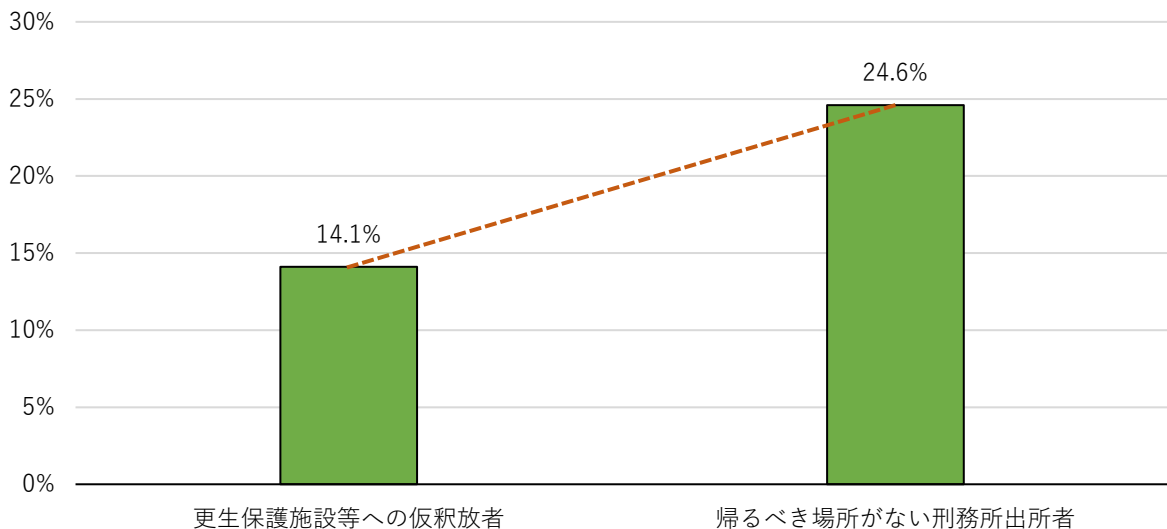


※令和5（2023）年矯正統計表

⑤住居の有無別2年以内再入率

帰宅先がない人の再入率は、帰宅先がある人に比べて約2倍再入率が高くなっています。

■住居の有無別の刑務所出所者等の2年以内再入率（国）

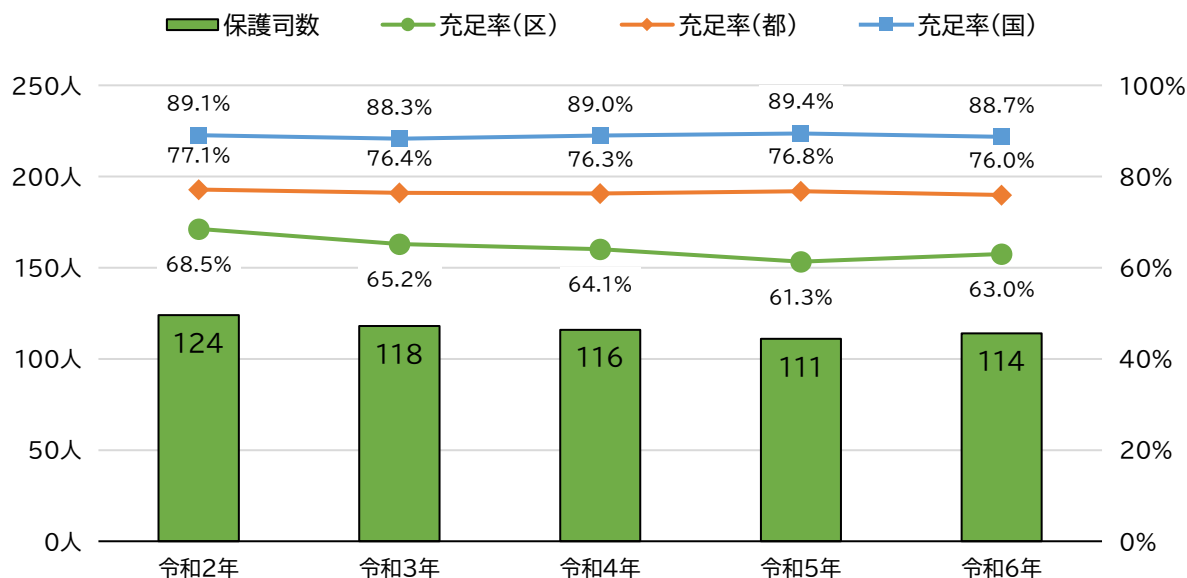


※法務省資料

⑥保護司[※]数と充足率

区内の保護司は減少傾向で、令和6（2024）年の充足率は63.0%となっており、国や東京都と比較しても低い水準となっています。

■保護司数(板橋区)及び保護司充足率(区・都・国)

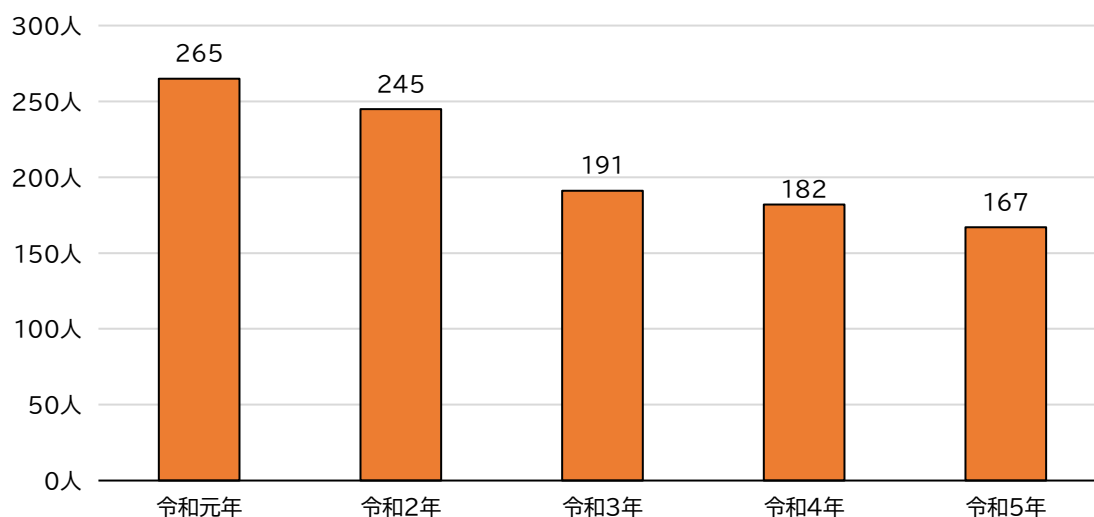


※東京保護観察所提供データを基に板橋区作成

⑦保護観察取扱件数

区内における保護観察取扱件数は、刑法犯検挙者数と同様に減少傾向となっています。

■保護観察取扱件数の推移(板橋区)



※東京保護観察所提供データを基に板橋区作成

※年間における合計数を算出(途中で保護観察が終了した人も含む)

※保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の数は含まない。

※保護区変更の件数を含む。

3 重点課題と具体的な取組

(1) 国と地方公共団体の役割

- ◆ 犯罪をした人等が地域に戻り、安定した生活を送るためには、国、地方自治体、民間協力者が協力してサポートすることが重要です。特に、刑事司法手続き終了後においては、地方自治体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて支援を行うことが想定されることから、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められることが、国の第二次再犯防止推進計画に明記されました。
- ◆ 市区町村の役割は、犯罪をした人等が地域で安定して生活できるよう支援すること、特に医療や福祉などの必要なサービスへのアクセスが難しい人や複数の問題を抱えている人に対して適切なサービスを提供することとともに、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこととされており、国と地方公共団体は、相互に連携しながら再犯防止に向けた取組を推進することとされています。

【国と地方公共団体の役割】

※引用：第二次再犯防止推進計画

主体	主な役割
国	各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。 加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。
市区町村	保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。 また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

(2) 重点課題

国の計画及び東京都の計画を勘案し、以下の6項目を重点課題として設定します。

「板橋区再犯防止推進計画」における重点課題

- 1 住居・就労の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進

(3) 重点課題ごとの具体的な取組

① 住居・就労の確保等

①－１ 住居の支援

現状と課題

- ◆ 地域で安定した生活を営むための基盤となるのが、安定した居住先の確保です。刑務所等からの満期出所者の4割以上が、適切な住居が確保されないまま出所しており、これらの人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至る傾向にあります。
- ◆ 地域社会に定住先を確保できない要因としては、賃貸契約時の連帯保証人の確保が困難であることや、出所者の経済基盤がぜい弱であること、親族や知人との関係が疎遠な場合が多いこと、就労状況により安定した収入を得にくいことなどが挙げられます。
- ◆ 国は、親族等のもとに戻ることができない方々のための一時的な居場所として、更生保護施設の受入れ機能を強化したり、自立準備ホームの確保を進めたりしています。
- ◆ しかし、これらの施設はあくまで一時的な居場所に過ぎません。そのため、更生保護施設等を退所した後も、地域社会において安定した住居を確保し続けることが大きな課題となっています。

主な取組

①住宅確保要配慮者への居住確保支援

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、不動産関連団体との連携により、民間賃貸住宅の情報提供を行う「高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業」や、保証人が見つからないために居住の確保が困難な方を支援する「家賃等債務保証支援制度」に取り組みます。 【住宅政策課】

②区営住宅の提供

住宅に困窮する低額所得者を対象に、区が適正に維持管理する住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と福祉の増進を図ります。 【住宅政策課】

③住居確保給付金

個人の責に帰すべき理由や都合によらない離職等により住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額及び転居費用(引っ越し費用)を支給することで、住居及び就労機会等の確保、家計改善に向けた支援を行います。 【生活支援課】

④板橋りんりん住まいのネット(板橋区居住支援協議会)

居住支援協議会をプラットフォームとして、居住支援法人をはじめとする関係団体等との連携体制を強化し、住まいに関する相談や入居前の住宅確保、入居中の見守りなど伴走型の支援を展開し、安定した地域生活の継続を推進します。【住宅政策課】

⑤グループホームの整備促進

重度の方も含め、障がいのある人を対象とするグループホームの整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。

【障がい政策課】

①-2 就労の支援

現状と課題

- ◆ 人が安定した生活を営むためには、就労が重要な役割を果たすことは明かです。
- ◆ 刑務所再入所者の72.1%が再犯時に無職であり、保護観察終了時の無職者の再犯率(36.7%)は有職者(7.7%)の約5倍に達し、安定した就労が再犯リスクを大幅に低減することに大きく寄与することが明らかになっています。
- ◆ しかしながら、犯罪をした人等が求職活動を行うにあたっては、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識やスキルが身についていない場合が多く、就職をした場合でも、これらのスキルが不足していることにより、職場での人間関係の構築がうまくできず離職に至ってしまう場合があります。また、主な就職先が特定の業種に偏っていることや本人の能力とはミスマッチな職業に従事してしまうことも短期離職の要因となっており、職場への定着の難しさが大きな課題となっています。
- ◆ 前科等の経歴がスティグマ(差別・偏見)となって就職や地域社会で生活を送ることを困難にしており、受刑者に対する社会の理解も求められています。
- ◆ 国では、法務省と厚生労働省が連携し「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しています。ハローワークと矯正施設が連携し、本人の希望や適性に応じた職業相談・紹介、採用面接、職業講話などを行っています。保護観察対象者には、ハローワーク職員と保護観察官がチームを組み、本人に適した就労支援を行っています。
- ◆ また、全国8つの矯正管区に「コレワーク※(矯正就労支援情報センター)」を設置しています。雇用主と当事者のマッチング支援に注力し、企業ニーズに合わせた人材紹介や求人情報の提供、採用手続きのサポートを通じて社会復帰を促進しています。
- ◆ 民間の会社による支援として、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的とした事業主である協力雇用主の方々があります。全国で約25,000社もの登録がありますが、短期離職への不安などが雇用の障壁となっており、実際に雇用に結びつくケースは限定的であり、犯罪をした人等への就労支援が不可欠です。

主な取組

①キャリア・カウンセリング(就労相談)

就職・再就職・転職に関する悩み・不安全般に対して、就職支援の実績豊富なプロのアドバイザー(キャリア・コンサルタント)が支援します。【産業振興課】

②いたばし若者サポートステーション

就労に向けた意欲は持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から49歳までの方を対象に、様々な支援を通して働きたい気持ちに寄り添い、個別相談を行うとともに、就職に向けたスキル習得のためのセミナーを開催するなど、就労に向けたサポートに取り組みます。

【産業振興課】

③高齢者の就業支援

シニア世代活動支援プロジェクトの推進のため設置している「就労支援等連絡協議会」を活用して、板橋区・アクティブシニア就労支援センター(社会福祉協議会)・シルバー人材センターが連携し、職業紹介や就業機会の提供などを実施し、高齢者の多様なニーズに合った就業支援を行っています。

【長寿社会推進課】

④障がいのある人への就労の促進と定着支援の充実

障がいのある人の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行うことで、障がいのある人が自らに合った仕事に就労できるよう、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取組を進めます。

【障がい政策課】

⑤いたばし暮らしのサポートセンター

暮らしや仕事に関する困りごとなど、生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始めとした包括的かつ継続的な支援を行います。

【生活支援課】

⑥TOKYO チャレンジネット

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりをしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図ります。

【東京都】

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

②-1 高齢者または障がいのある人等への支援

現状と課題

- ◆ 高齢者(65歳以上の人)が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代で最も高い傾向にあり、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。
- ◆ 知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。知的障がいのある受刑者の2年以内の再入所率は、出所者全体の約2倍と非常に高くなっています。全国の知的障がいのある又はその疑いのある受刑者のうち、療育手帳所持者は3割と少なく、出所後1年未満の再入所率、再入所が5回以上の割合が高いことも課題となっています。
- ◆ 高齢者や障がいのある人等が矯正施設を出所後、福祉的支援を必要とする場合、十分な支援が行き届かないことで再犯に至るケースもあります。そのため、地域で社会福祉施設への入所等の適切な福祉サービスを円滑に利用できる体制の整備が必要です。

主な取組

≪相談・支援全般≫

①民生・児童委員

民生・児童委員は、住民として地域で暮らしつつ、住民の身近な相談役として、生活、介護、暮らし、子育て等様々な相談に応じ、必要な福祉サービスへのつなぎや、高齢者の見守りなど、必要な支援・援助を行い、多岐にわたる相談内容に応じた対応をしています。

【生活支援課】

②板橋区社会福祉協議会

板橋区社会福祉協議会は、「住民主体の福祉のまちづくりを進める団体」として、民間の福祉活動を支援するとともに、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らすことができる福祉のまちづくりをめざし、住民や社会福祉関係機関等と連携・協力し、福祉の向上、ボランティア活動の推進など様々な取組を行っています。

【社会福祉協議会】

③権利擁護いたばしサポートセンター

板橋区社会福祉協議会が運営している「権利擁護いたばしサポートセンター」は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方のために、成年後見制度や権利擁護に関する相談や支援などを行っています。

【社会福祉協議会】

④生活保護

病気や失業等で働けなくなるなど、様々な事情で日常生活を維持することが困難になったとき、その世帯が憲法で保障された最低限度の生活に必要な保護費の支給を行います。また、自立した生活に向けて関係機関と連携して支援を行います。

【板橋福祉課・赤塚福祉課・志村福祉課】

⑤犯罪お悩みなんでも相談

万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為をしてしまうご本人やそのご家族、関係者の方などを対象にあらゆる犯罪に関する相談を電話とメールで受け付けます。社会福祉士や精神保健福祉士が、話を丁寧に聴くことで、本人の状況や生活環境等を的確に把握し、福祉などの適切な支援につなげます。

【東京都】

⑥東京都地域生活定着支援センター

高齢(概ね 65 歳以上)又は障がいのために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、関係機関等と連携・協働しながら、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することによって、その方の社会復帰及び地域での生活への定着に向けた支援を行っています。

【東京都】

≪高齢者支援≫

⑦おとしより相談センター(地域包括支援センター)

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉士や主任ケアマネジャーなどの専門職が連携し、地域に暮らす高齢者やその家族を、福祉や介護などのさまざまな側面から総合的にサポートしています。

【おとしより保健福祉センター】

⑧認知症サポーターの育成・活用

認知症に関する正しい知識と理解の促進を目的に、サポーター養成講座を実施します。認知症フレンドリー社会をめざし、認知症の人やその家族のパートナーとして活動する認知症サポーターの育成を推進します。

【おとしより保健福祉センター】

⑨高齢者見守り調査事業

毎年、民生・児童委員が区内の75歳以上の高齢者宅を訪問し、支援が必要な方を支援機関へつなぐとともに、顔の見える関係づくりを行い、高齢者の孤立化を防ぎます。また、地域の身近な相談役として、地域の相談に耳を傾け、必要な援助や福祉サービスにつなげます。

【おとしより保健福祉センター】

≪障がいのある人への支援≫

⑩基幹相談支援センターの運営・機能充実

地域における障がいのある人に対する相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成などを図ります。

【障がい政策課】

⑪自立支援医療(精神通院)

精神科の病気のために、継続的に治療を受ける方の外来通院の治療費を、申請により一部助成し、診療の促進を図ります。【健康福祉センター】

⑫精神保健福祉相談

保健師が、こころの健康に関する相談や受診相談、精神障がいのある人の生活・社会参加に関して、本人及びその家族に対し、面接や電話、家庭訪問による相談支援を行います。また、専門の医師が、家族・本人の相談に対応します。【健康福祉センター】

⑬障がいのある人への差別解消・理解促進等

区民や支援者等を対象に、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ機会の提供、講演会の実施により、障がいのある人への理解促進、対応の充実に努めます。【障がいサービス課】

②-2 薬物依存の問題を抱える人への支援

現状と課題

- ◆ 覚醒剤取締法違反の検挙者数は減少傾向にありますが、再犯率は約7割と依然として高水準にあります。また、他の犯罪と比較して比較的早期に再び刑務所に入所する傾向が見られます。
- ◆ 大麻事犯は増加傾向にあり、特に若年層を中心に乱用が拡大しています。30歳未満が約7割を占め、そのうち約4分の1が20歳未満です。また、大麻事犯の初犯者の割合が約7割を占めていることも特徴的です。違法薬物の多様化も進んでおり、大麻リキッド※や菓子形態品の流通も確認されています。
- ◆ 市販薬や処方薬の乱用も深刻な問題となっており、国の調査では、医薬品の「オーバードーズ※(OD)」が原因と疑われて救急搬送される人は年々増加しています。特に10～20代が約半数を占め、特に女性が多いという報告もあります。若年層のオーバードーズは深刻な社会問題となっており、これは抑うつ気分の悪化や希死念慮※の出現を呈しやすいなど医学的な管理も求められます。
- ◆ 薬物事犯者は、犯罪をした人であると同時に、薬物依存症の患者である場合が少なくありません。再犯防止には適切な治療と支援が不可欠です。薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより、本人の意思とは関係なくだれでもなり得る病気であることを認識する必要があります。
- ◆ 背景には社会的孤立、DVなどの社会課題やなんらかの障がいがある人が多いことを踏まえる必要があります。国は、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施や、回復に向けて地域社会の保健医療機関につなぐ支援を進めています。しかし、薬物事犯保

護観察対象者のうち、保健医療機関等で治療・支援を受けた人の割合は依然として低い状態にあります。

- ◆ これらの課題に対応するためには、医療・福祉・司法など関係機関の連携を強化し、社会全体で依存症への理解を深めることが重要です。同時に、治療・支援を受けやすい環境を整えることが必要となっています。

主な取組

①薬物乱用防止推進事業の実施

東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会と連携し、小学校、中学校において、薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用の未然防止に向けて取り組むとともに、薬物乱用の防止に向けた意識啓発を図るため、区内の中学校に対し、ポスター及び標語の募集を毎年行います。【生活衛生課】

②依存症相談の実施

薬物、アルコール、ギャンブル等の依存症についての周知啓発に取り組みます。また、各健康福祉センターにおいて相談を受け付け、必要に応じて関係機関の相談窓口につなげることで、依存症からの回復を支援します。【健康推進課・健康福祉センター】

③お酒の悩み相談会

飲酒問題で困っている家族と本人に対して、依存症への対応の習得を目的にミーティングによる継続支援を行います。【健康推進課】

④薬物依存症回復プログラム等への参加支援等

都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム(家族講座・家族教室)を実施します。【東京都】

③ 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題

- ◆ 非行の防止と学校連携による修学支援における現状の課題は、教育機会の格差と再犯リスクの関連性に表れています。全国の高校進学率が98.8%である一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した人のうち56.9%は高等学校を中退している状況です。
- ◆ 就職し、自立した生活を送るには、高校卒業程度の学力が求められることが多いと言われています。しかし、出院時に復学・進学を希望する人の約7割が進学先未定のまま出院しており、多くの人が希望するにもかかわらず、復学・進学が叶わないことで、必要な学力を身に付けられていないという深刻な状況にあります。このため、少年院在院中から出院後まで継続的かつ一貫した修学支援を行うことが求められています。
- ◆ さらに、保護観察終了時の再処分率が、「学生・生徒」においては8.5%、「有職者」では17.0%である一方で、無職者は52.6%と大きな差が生じていることから、少年院出所後等における、修学(就学)支援が再犯防止に当たっては重要です。
- ◆ 非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。特に、今日では、スマートフォンの普及により、SNS等を介したさまざまなリスクへの対応が必要であり、青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域社会・行政がそれぞれの役割を果たし、支援を図っていくことが大切です。

主な取組

《非行防止に向けた取組》

①非行に関する支援

非行行為により、保護者からの相談や警察署からの通告を受けた児童について、児童・保護者双方に対する支援を行います。非行問題については、非行の事実や、非行に至った背景に十分に留意しながら、再発防止に向けて対応します。【支援課・援助課】

②スクールカウンセラーの配置

児童・生徒の心理的な悩みに対し、専門的な立場から適切に支援することができるスクールカウンセラーを区立小・中学校に配置し、学校生活等に関する問題の未然防止・改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図ります。【指導室】

③スクールソーシャルワーカーによる支援

区立小・中学校に在籍する児童・生徒の問題行動などに対し、スクールソーシャルワーカーが教育と福祉の両面に関しての専門的な立場から、関係機関と連携しながら、その児童・生徒のおかれた環境に働きかけを行い、問題解決や環境の改善に向けて支援を行います。

【教育支援センター】

④青少年健全育成地区委員会

青少年の健全育成並びに青少年をとりまく社会環境の浄化を図ることを目的として、町会等や学校、民生・児童委員、青少年委員などがメンバーとなり、青少年が地域の中で安心して生活できる環境をつくるための事業を実施しています。また、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある不健全図書やインターネット上の有害情報から子どもを守るなど、地域社会環境浄化活動を積極的に展開します。

【地域教育力推進課】

⑤警視庁少年センター

心理専門スタッフや警察職員による本人への指導・面接に加え、保護者の子に対する対応についての相談に応じています。

【東京都】

《学習支援等に向けた取組》

⑥中高生勉強会「学びi(あい)プレイス」の推進

中学生・高校生(相当年齢の方を含む)を対象として、大学生のボランティアなどにより学習を支援する中高生勉強会「学びi(あい)プレイス」を実施しています。ボランティアやスタッフへの相談や交流を通して、社会性や自己肯定感を高めるきっかけを提供するなど、居場所としての機能を高め、中高生年代の子どもたちの成長を支援します。

【生涯学習課】

⑦日本語の能力が十分でない児童・生徒への対応

来日(帰国)後間もなく、日本語を話せない子どもには、別途日本語初期指導を行い、学校生活に早期に適応できるよう支援しています。短期間で日本語の初歩を習得できるよう、原則として母語を交えた対面による指導としています。また、学校からの要請に応じて日本語適応指導員(中国語)やことば支援員を配置し、支援を行います。

【学務課・指導室】

⑧子どもの学習・生活支援の実施

ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の子どもとその保護者に対して、相談支援や子どもへの学習支援、学校・家庭以外の居場所支援を行っています。

【生活支援課】

⑨福祉資金の貸付

一定の要件のもと、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金などを福祉資金として貸付を行っています。

【生活支援課】

⑩東京都教育相談センター

高等学校を中途退学した人や高等学校での就学経験のない人やその保護者等、進路についての情報や助言を得にくい状況にある人を対象に、都立学校についての情報提供や、都立高校への就学支援を行います。

【東京都】

④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

現状と課題

- ◆ 犯罪をした人等に対し、再犯防止に向けた支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容だけに目を向けるのではなく、それぞれの経歴や属性、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済状況など当事者が抱えるそれぞれの特性・背景に着目し、犯罪に至ってしまった要因を把握・理解した上で継続的な支援等を行っていくことが重要です。
- ◆ 出所受刑者等の2年以内再犯率推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、罪名別では窃盗が、属性別では高齢者がそれぞれ約20%を占め、出所受刑者全体の2年以内歳入率13%よりも高くなっています。犯罪や非行に至る要因は様々であり、「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等」においても示したとおり、特性に応じた傾向が見られます。
- ◆ 国は、性犯罪者、暴力団関係者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害[※]等の問題を抱える方、困難を抱える女性、発達上の課題を有する方など、当事者の特性に応じた支援等の充実を図るとともに、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を実施しています。
- ◆ しかし、矯正施設[※]等を出所したのち、地域社会でそれぞれの特性に応じた支援や、出所等を受け入れる体制などが十分に整っているとは言えない状況にあります。様々な特性を抱える方が、地域に戻った後も安心して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して、それぞれの特性に応じた支援等を実施することが必要です。

主な取組

①性別に起因する困りごとに対する相談支援

男女平等推進センター「スクエアー・I(あい)」では、夫婦や親子など家族関係、職場や学校での人間関係など、性別に起因する様々な困りごとや、女性ならではの困りごとに関し、相談員による相談を受け付けています。一部の相談は、LINEによる相談にも取り組んでいます。

【男女社会参画課】

②DV専門相談

配偶者やパートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）に係ることについて、専門相談員が面談（または電話）により、一人ひとりの状況に応じた助言や情報提供を行います。

【男女社会参画課】

③虐待の早期発見・対応

子どもから高齢者まで地域で包括的に見守る仕組みとして、児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける体制を構築しています。通報者の秘密を厳守するとともに、虐待等の早期発見と適切な対応につなげます。

【おとしより保健福祉センター、障がいサービス課、支援課(子ども家庭総合支援センター)】

④発達障がいのある人への支援の充実

成人期(概ね16歳以上)の発達障がいのある人に対する総合的な支援である板橋区発達障がい者支援センターにおいて、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携を行うことにより、安定した日常生活又は社会生活が送れるよう自立と就労に向けた取組、安心して利用できる居場所づくりを行います。

【障がい政策課】

⑤暴力団からの離脱に向けた働きかけ

暴力団から勧誘されるおそれがある青少年や暴力団から離脱したいと考えている人に対し、暴力団排除ウェブサイトを通じて、暴力団の虚構、暴力団員を続けることにより受ける制約、離脱後の経済支援・就労促進等に関する相談窓口について案内するなど、暴力団からの離脱を促すとともに支援を行います。

【東京都】

⑤ 民間協力者の活動の促進等

現状と課題

- ◆ 犯罪をした人等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会、協力雇用主など、多くの民間協力者によって支えられています。これらの民間協力者は、地域における「息の長い」支援を担い、犯罪をした人等が安定した社会復帰を果たすために重要な役割を果たしています。特に保護司は、保護観察官と連携しながら、犯罪をした人等が社会から孤立することなく、社会の一員として定着できるよう、継続的な支援を行っています。
- ◆ しかしながら、保護司の数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいることが大きな課題となっています。令和6(2024)年1月現在、保護司の平均年齢は65.6歳であり、70歳代の占める割合が増加しています。また、昨今の社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることや安全に活動する環境の確保が難しいこと、家族の理解が得られないことなどから後継者不足の問題も深刻化しています。保護司が安全に安心して活動を継続するための支援が急務であり、負担軽減策や新たな担い手の確保を行うなど持続可能な保護司制度の確立が求められています。
- ◆ 地域社会においては、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動が実施されており、社会復帰支援のためのネットワークが構築されています。こうした民間協力者のおかげで、犯罪をした人等に対する継続的な支援が行われています。
- ◆ また、民間協力者との連携も不可欠です。民間協力者は、犯罪をした人等の社会復帰支援において重要な役割を果たし、その活動を支えるためには、行政と民間協力者・団体との連携を一層強化することが必要です。
- ◆ これらを踏まえ、保護司や民間協力者の活動を支援するための体制強化を図り、地域社会における社会復帰支援の枠組みを一層充実させていく必要があります。

主な取組

①更生保護活動の支援

地域の更生保護活動を支援するため、保護司活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」に、区施設の一部を提供しています。また、運営経費の一部助成のほか、保護司が自宅以外の場所で面談が実施できるよう、面談場所の確保に向けた支援を実施します。

【生活支援課】

②保護司活動の周知・啓発

多くの人に保護司をはじめとする更生保護ボランティアの活動内容や社会的意義についての理解を深めてもらい、新たな担い手・協力者の確保や連携強化、地域における支援意識の醸成を図るため、広報いたばし等により周知・啓発を行います。

【生活支援課】

③保護司の人材確保

保護司の減少や高齢化が進む中、その確保が課題となっていることから、退職職員への声掛けを行うなど、人材の確保に向けた取組を行っています。

【人事課・生活支援課】

④板橋区保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。主な活動として、保護観察対象者との定期的な面接による指導・助言、就労支援、社会復帰に向けた環境調整を行っています。また、刑務所や少年院から出所・出院した人の相談相手となり、地域の犯罪予防活動や啓発活動にも取り組んでいます。

【生活支援課】

⑤板橋区更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

⑥更生保護法人興楽会

犯罪をした人のうち、身寄りのない人又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人、生活環境を改善する必要がある人などを受け入れています。住居と食事の提供、生活環境の調整や改善、地域における連携協力体制の整備などを行い、自立更生を支援する施設であり、更生保護法人として法務大臣の認可を受けています。

⑦協力雇用主

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。保護観察所に登録して前歴者の雇用に理解を示し、就労を通じた再犯防止に貢献しています。

⑥ 地域による包摂の推進

現状と課題

- ◆ 犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援だけでは十分ではありません。
- ◆ 刑事司法手続を離れた人に対する支援は、主に地方公共団体が主体となり、一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されており、「地域による包摂」を推進していく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が重要となります。
- ◆ 地方公共団体は、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした人等に対し、適切な支援を提供することが求められています。特に、これらのサービスへのアクセスが困難である人や複合的な課題を抱える人に対しては、地域における支援のネットワークを強化し、より適切なサービスの提供を行う必要があります。
- ◆ 犯罪をした人等の中には、高齢や障がい等による生きづらさなど、様々な課題を抱える方々も多く存在しています。そのため、行政サービスの提供だけでなく、地域社会とのつながりを維持することが不可欠です。このためには、更生保護活動に関する広報・啓発活動を通じて、犯罪をした人等に対する地域住民の理解と協力を得ることが重要となります。
- ◆ これらを踏まえ、「地域による包摂」を推進していくためには、行政等による適切なサービスの提供や、更生保護活動の広報・啓発活動の充実が犯罪をした人等への理解と支援を一層深めるための取組として求められています。

主な取組

①社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。板橋区では、「青少年健全育成強調期間地域活動方針」ならびに「社会を明るくする運動強調月間地域活動方針」についての周知と、家庭・学校・地域社会の緊密な連携による、青少年の積極的な社会参加とよりよい社会環境づくりへの気運を高めることを目的とし、「健全育成・社明フェスタinいたばし」を開催しています。

【生活支援課・地域教育力推進課】

②民生・児童委員【※再掲】

16ページ「民生・児童委員」と同様

③人権問題の啓発

区では、人権週間(12月)に、人権問題への正しい理解が深められるよう、啓発活動を行っています。活動の中では、刑を終えた人が社会復帰できるよう、周囲の理解と協力が必要であることを伝えています。

【男女社会参画課】

④重層的支援体制整備事業の実施

なんらかの生きづらさや複雑・複合的な課題を抱えながらも必要な支援につながない人が地域から孤立することなく、自立し安定した生活が送れるよう、福祉・医療・就労等の多様な関係機関が分野横断的に連携し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

【生活支援課】

⑤地域福祉コーディネーター

自ら必要なサービスにアクセスすることができない人や社会的に孤立し、支援につながない人が地域の中で必要な支援から取り残されることがないように、地域のネットワークを通じて、地域の情報を幅広く収集し、潜在的な支援ニーズを把握することで、予防的効果を含めたアウトリーチによる継続的な支援を行います。また、どこに相談したらよいかわからない相談等を受け止め、適切な支援機関につなぐ橋渡しを行います。

【生活支援課】

4 参考資料

(1) 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

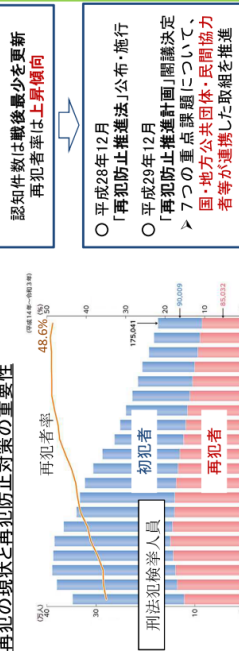
(2) 国の再犯防止推進計画 概要

第二次再犯防止推進計画（概要）

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

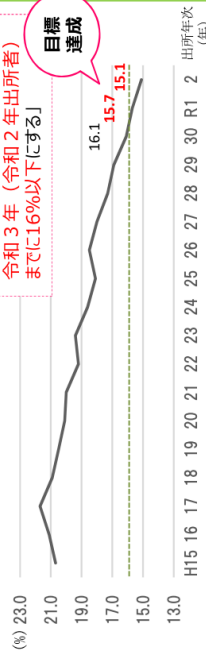
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 通所釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始 (R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施 (H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援 (402団体で策定済み (R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりを

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「最の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化すること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

計画期間: 令和5年度から令和9年度

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い、型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそれのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

① 検査受刑者の再犯率 ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行予備のある者の数及び割合 ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
④ 主たる罪名・特種刑2年以内再入率 ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥ 主たる罪名・特種刑3年以内再入率
⑦ 保護観察交付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分量及び再処分量

